

◆介護予防・日常生活支援総合事業説明会◆

H29.1.26

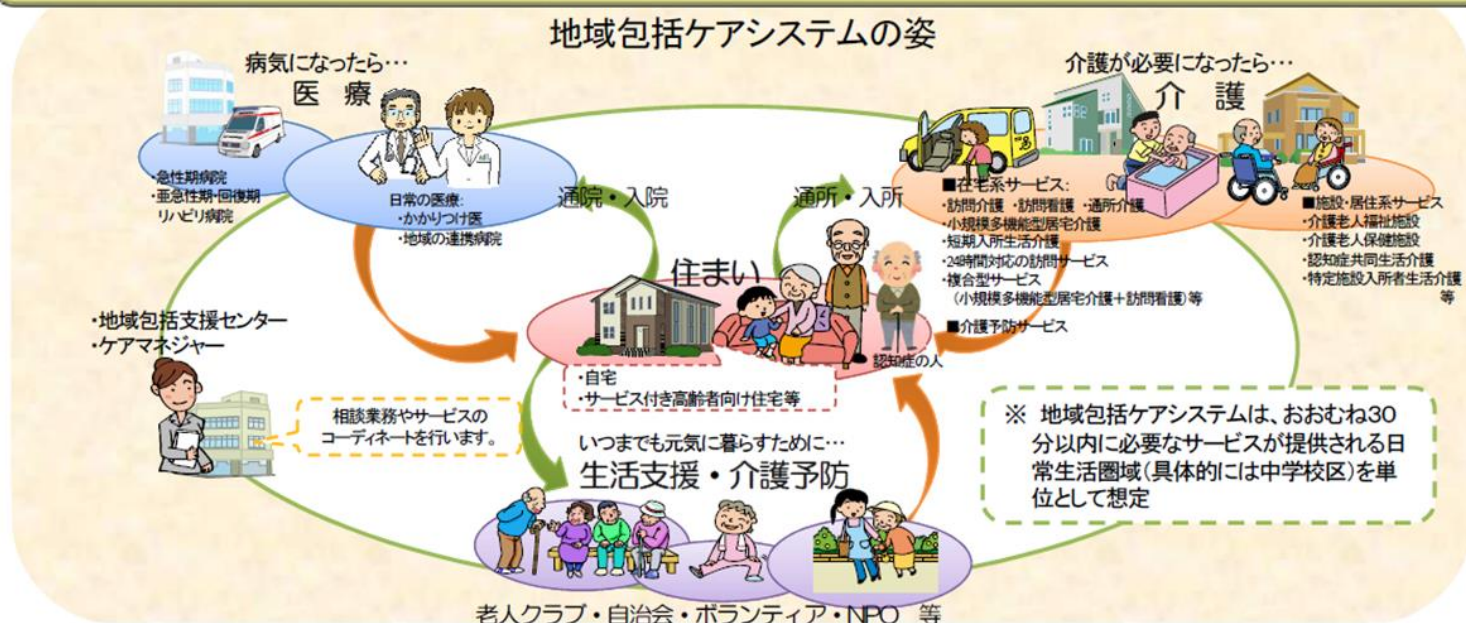
岸和田市保健福祉部介護保険課

◆地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



◆介護保険法の理念・目的

第1条(目的)	有する能力に応じ <u>自立した日常生活</u> を営むことができるよう、介護保険制度を設け、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る
第4条(国民の努力及び義務)	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に <u>健康の保持増進に努める</u> とともに、要介護状態となっても進んでリハビリ等により、 <u>能力の維持向上に努める</u> 。
第5条(国及び地方公共団体の責務)	市は、被保険者が自立した日常生活を営めるように、 <u>要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止のための施策を推進する</u> ように努める。

◆総合事業で岸和田市が目指すところ

①介護予防の強化

②自立支援の促進

③介護人材の確保

②自立支援の促進

地域包括支援センターと協働で作成！

●岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

◆介護予防と自立支援の視点

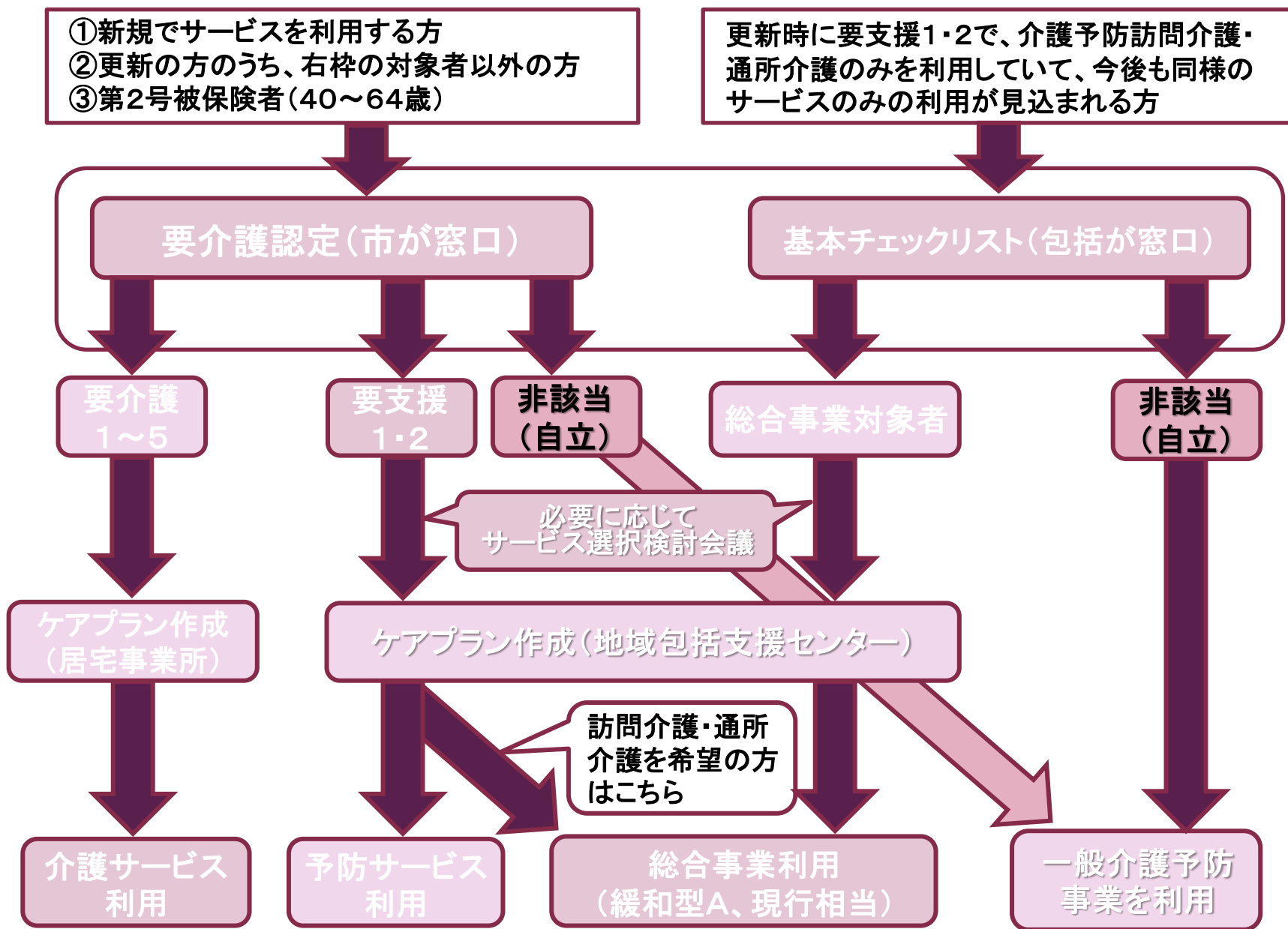
- ①高齢者が要介護状態や要支援状態になることを予防する。
- ②要支援状態になっても、自立した日常生活を営めるように支援する。
- ③要介護状態になっても、状態を軽減させ、悪化することを防止する。

市・地域包括支援センター・ケアマネジャー・
介護事業所・市民が同じ意識を共有しながら
取り組むことが重要！

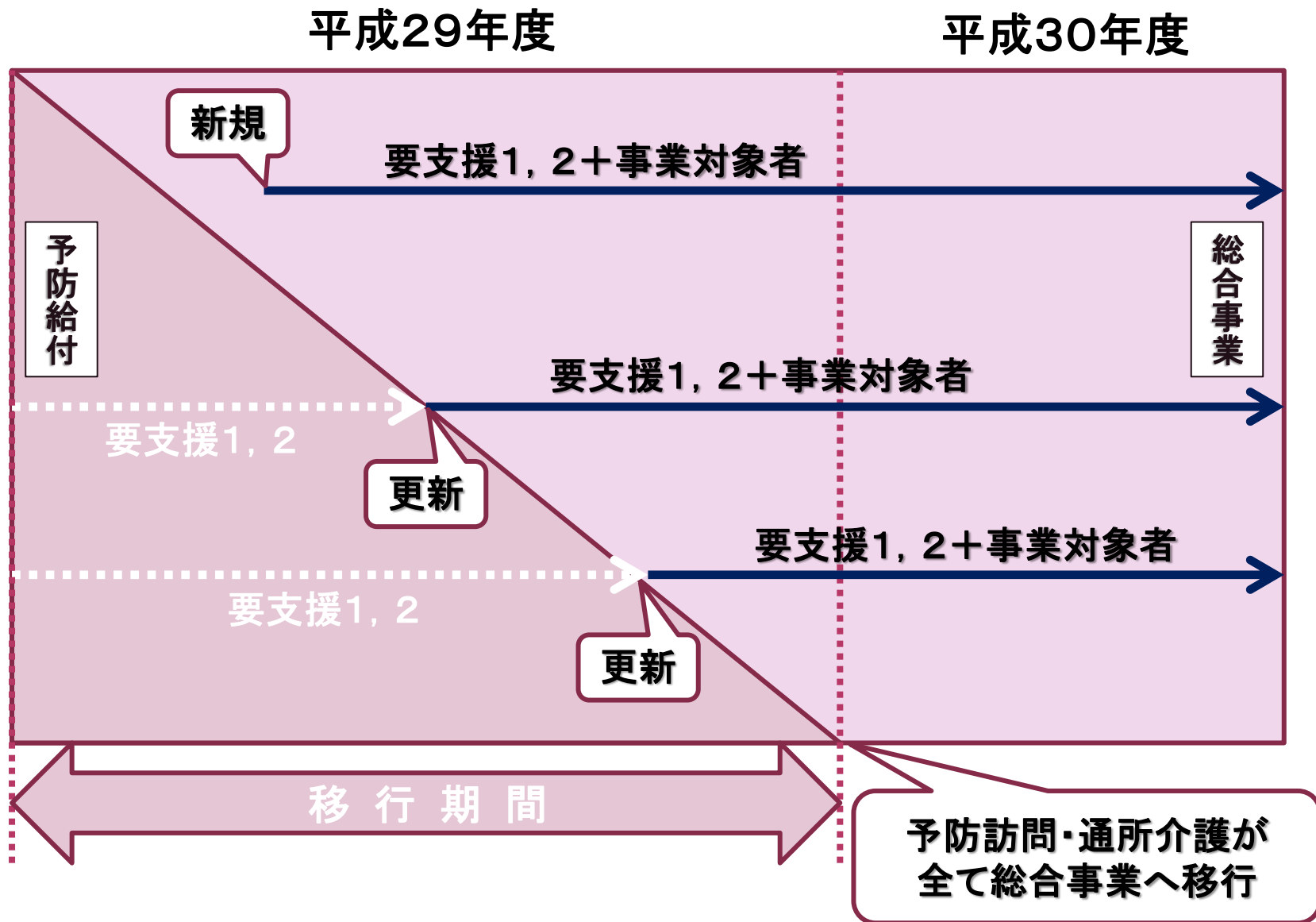
◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

- ①「できないことを代わりにするケア」
⇒「できないことをできるようにするケア」
- ②過剰なサービス利用による依存と能力低下を招かないように、できることは自分で行う努力を促し、利用者にとって本当に必要な支援を行う。

◆総合事業利用までの流れ



◆総合事業への移行時期



◆利用限度額と介護保険証

要支援者

【利用限度額】 要支援1： 5, 003単位 要支援2： 10, 473単位

事業対象者

【利用限度額】 事業対象者： 5, 003単位

介護保険証には

○事業対象者である旨 ○基本チェックリスト実施日 ○地域包括支援センター名
○介護予防ケアマネジメント依頼届出日が記載されます。

介護保険被保険者証		事業対象者		内 容		期 間	
被 保 険 者	番 号	認定年月日	平成○年○月○日	給 付 制 限	開始年月日		
	住 所	事業対象者の場合は、 基幹チェックリスト実施日	開始年月日				
	氏 名	認 定 の 有 効 期 間	終了年月日				
	生年月日	居 宅 サ ー ビ ス 等	終了年月日				
交付年月日	交付年月日	区分支給限度基準額	1月当たり	介護保険施設等 の名称 介護予防支援事業 事業者若しくは 居宅介護支援事業 事業者の名称又は 地域包括支援 センターの名称	○包括支援センター 平成△年△月△日		
保 険 者 の 名 称 及 び 印	272021 大阪府岸和田市 大阪府岸和田市岸城町7番1号 電話(072)423-2121(大代表) 電話(072)423-9475(介護保険課直通)	サービスの種類	種類支給限度基準額		届出年月日		
					届出年月日		
					届出年月日		
認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定		種類	名称	種類	名称	種類	名称
						入所等年月日	年 月 日
						退所等年月日	年 月 日
						入所等年月日	年 月 日
						退所等年月日	年 月 日

※この欄は、介護保険施設等が記入してください。

◆岸和田市における訪問型サービス

		訪問型サービスA	訪問型サービスA-2	訪問介護相当サービス
サービス内容		生活援助	生活援助	身体介護・生活援助
対象者		要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
人 員 等	管理者	専従1以上	1人以上	常勤・専従1以上
	訪問介護員等	必要数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等終了者 ・市長が指定する研修受講者	必要数(定期訪問が可能な体制) 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者
	サービス提供責任者 または 訪問事業責任者	利用者の数に必要と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	利用者の数に必要と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が指定する研修受講者	常勤訪問介護員のうち 利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者
設備		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品
運営		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など	・会員の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応など
サービス提供者		本サービスの指定事業者	岸和田市シルバー人材センター	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者
報酬		現行相当の80%	1回1000円程度	国基準の1回単価と同じ
利用者負担		介護予防給付と同じ (所得に応じ、1割または2割)	1回200円程度	介護予防給付と同じ (所得に応じ、1割または2割)
限度額管理		あり	なし	あり
請求・支払		国保連にて審査・支払	市で審査・支払	国保連にて審査・支払

◆岸和田市における通所型サービス

		通所型サービスA	通所介護相当サービス
サービス内容		体操、レクリエーション、送迎等	機能訓練、レクリエーション、送迎等
対象者		要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
人 員 等	管理者	専従1以上(介護福祉士、介護職員初任者研修 修了者、市長が指定する研修受講者)	常勤・専従1以上
	従事者	【資格要件】・なし 従事者:利用定員15人まで 専従1以上 :利用定員15人超 利用者1人に専従0.2以上	【資格要件】・なし 従事者:利用定員15人まで 専従1以上 :利用定員15人超 利用者1人に専従0.2以上
	生活相談員	—	専従1以上
	看護職員	—	専従1以上
	機能訓練員	—	1以上
	設備	3㎡×利用定員 以上など	3㎡×利用定員 以上など
運営		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 など	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 など
サービス提供者		本サービスの指定事業者	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者
報酬		現行相当の80%	国基準の1回単価と同じ
利用者負担		介護予防給付と同じ	所得に応じ、1割または2割)
限度額管理		あり	あり
請求・支払		国保連にて審査・支払	国保連にて審査・支払

◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

●訪問型サービス

○生活援助のみ利用者⇒緩和型Aを利用

サービス選択
検討会議に諮る

- ①身体介護が必要な者
- ②認知機能の低下や精神・知的・身体障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ③退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な者
- ④ゴミ屋敷となっている者や、社会と断絶している者などの専門的な支援が必要とする者
- ⑤心疾患や呼吸器疾患、癌などの疾患により、日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- ⑥受け皿不足で多様なサービスが利用できない場合

◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針

●通所型サービス

○原則、緩和型サービスAを利用する。

サービス選択
検討会議に諮る

- ①認知機能の低下や精神・知的・身体障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- ②専門職の指導を受けながら集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、状態の改善・維持が見込まれる者
- ③自宅での入浴が不可能であり、入浴サービスを利用する必要がある者（単なる入浴目的だけの利用は不可）
- ④受け皿不足で多様なサービスが利用できない場合

◆サービス選択検討会議

目 的

専門的かつ客観的視点で検討を行い、ケアマネジメントにおけるサービス選択の参考とする

対象者

現行相当サービスが必要と思われる方

メンバー

市専門職等、地域包括支援センター専門職員

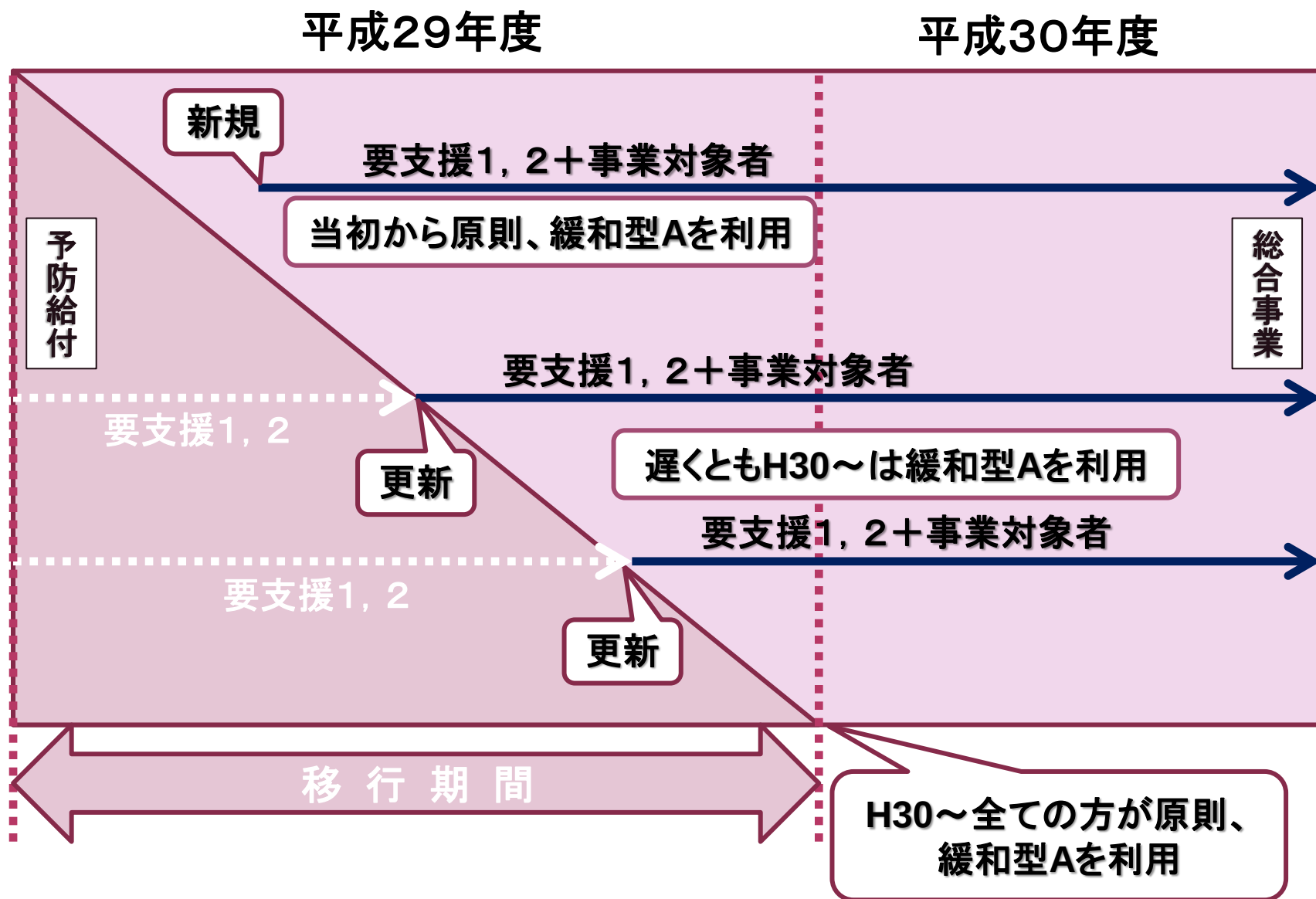
開催頻度

月1回程度(必要に応じ随時)

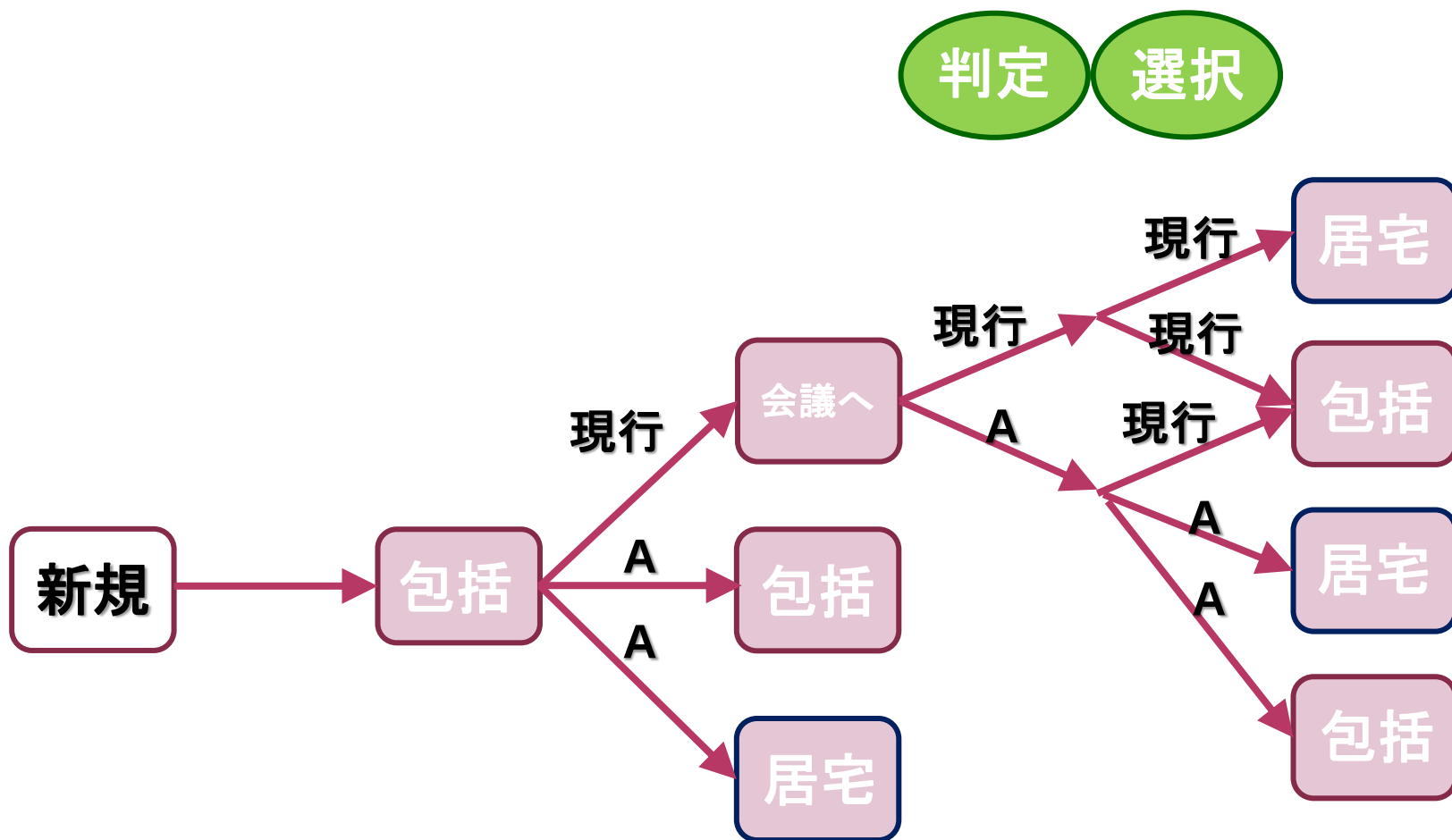
提出資料

利用者基本情報、基本チェックリスト、課題整理総括票、現行相当サービスを必要とする理由書

◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針



◆岸和田市介護予防ケアマネジメント基本方針



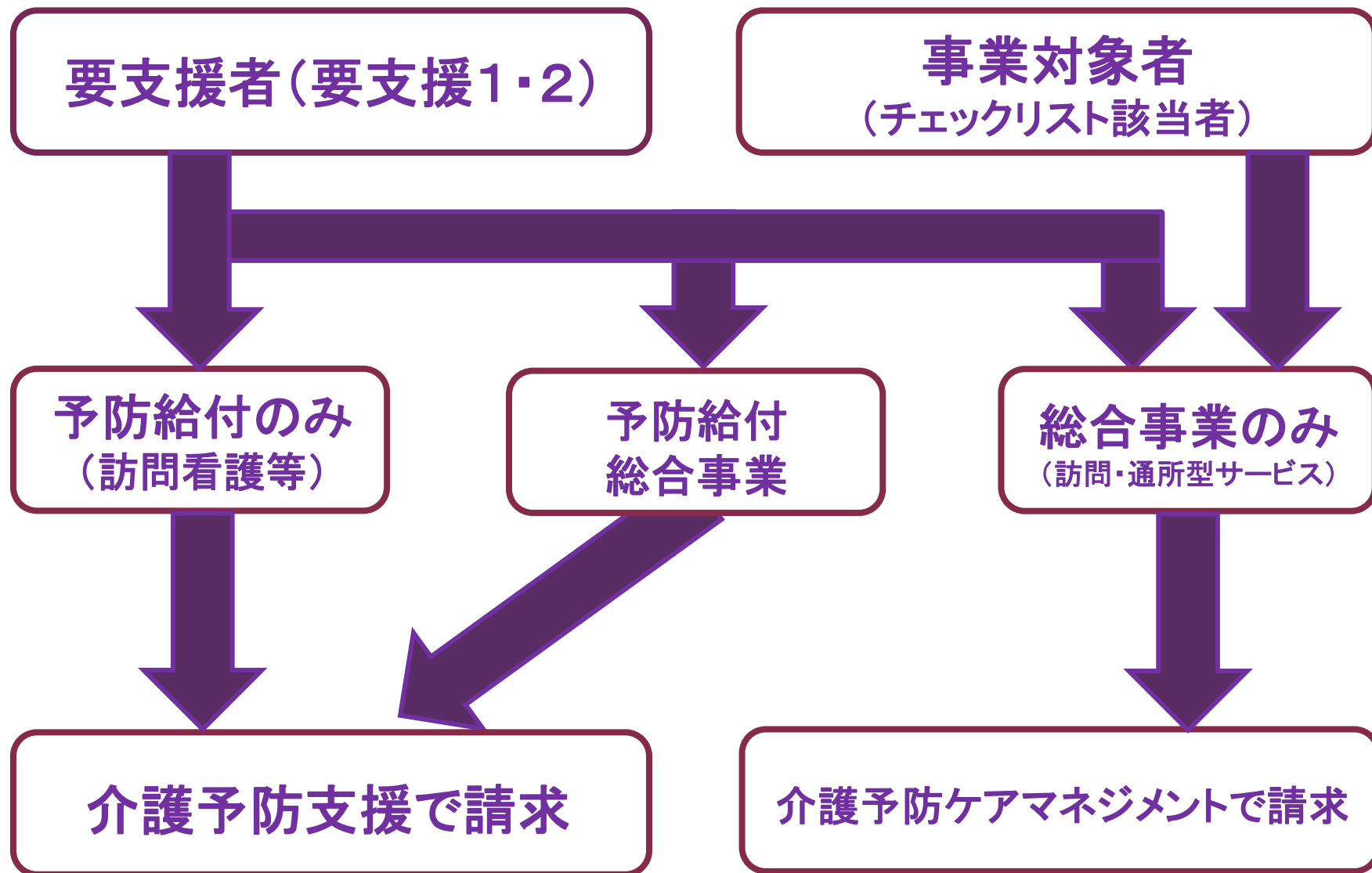
◆介護予防ケアマネジメント

		介護予防支援	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
内容		利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う	同左
流れ		⇒アセスメント(課題分析) ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプランの確定・交付 ⇒サービスの利用開始 ⇒モニタリング評価	同左
利用サービス		予防給付	訪問型サービス・通所型サービス (緩和型・現行相当)
対象者		要支援者	要支援者・事業対象者
報酬	開始月 (内訳)	730単位 (430単位(1月単位)) (300単位(初回加算))	同左
	2月目以降	430単位(1月単位)	同左
請求支払		国保連経由で審査・支払	同左
サービスコード		46	4桁の数字 (費用コード)
委託		可	可

予防給付

総合事業

◆介護予防支援と介護予防ケアマネジメントA



◆要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係 (ガイドライン113ページ)

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・ 事業対象者	全額自己負担	・給付分は全額自己負担 ・介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	・介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 ・事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	・介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は介護給付より支給 ・事業分は介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給